

平成24年8月3日

東京電力株式会社
代表執行役社長
廣瀬 直己 殿

一般社団法人日本新聞協会
編集委員会
代表幹事 福地 献一

テレビ会議録画映像の公開に関する申し入れ

福島第一原発の事故の直後に、政府や東京電力の内部でどのような事故対応がなされたのかは、国民のみならず世界が注視しており、東京電力本店でのテレビ会議録画映像は、その対応を検証するうえで極めて貴重な記録である。映像や音声を修正することなく、全面的に公開することを強く求める。

テレビ会議録画映像については、当協会加盟社のみならず非加盟社も含めて報道関係者が再三にわたり公開を求めてきた。東京電力は、社員のプライバシーを理由に公開を拒んできたが、社員のプライバシー等は報道各社の責任において判断すべきものである。

その後、東京電力は、報道関係者への公開を決めたが、映像の視聴については大きな制限が設けられた。これに対し、報道関係者からの申し入れや枝野幸男経済産業相の指示を受け、これまで5日間としてきた公開期間を2012年8月6日から9月7日までの約1か月間に延長したほか、報道機関1社あたり1人に限るとしていた視聴制限も緩和するなど一部緩和された。

しかしながら、同年7月31日に出された「テレビ会議録画映像の公開に関する検討結果について」などによると、①視聴にあたっての録画や録音、撮影などの禁止、②東京電力自らの報告書に名前の載った幹部以外の個人名の報道の禁止、③公開映像の対象を2011年3月16日午前零時までとする——など、さまざまな規制について撤回しておらず、取材・報道の自由の観点から極めて不十分なものと言わざるを得ない。

さらに、映像視聴室への入室にあたり、「視聴における留意事項」として上記の制限のほか、留意事項に従わない場合は、視聴室からの退出や今後の東京電力の会見への参加拒否などの「制裁」措置を設けて一方的に「同意」を求めていることも、取材・報道活動を制限するものである。東京電力は国が出資する企業であり、情報公開や説明責任がより厳しく求められる。

福島第一原発の事故は国民の生活や安全に多大な影響を与えており、事故の対応については社会的関心が強い。テレビ会議録画映像の公開は極めて公共性、公益性が高く、国民の「知る権利」に応えるために全面公開は必要不可欠なものである。日本新聞協会として、映像の公開にあたり、取材・報道活動にかかわる制限を撤回し、自由な閲覧・取材を保障するよう要望する。

以 上